

新潟県条例第 号

県から市町村への事務の移譲に伴う関係条例の整備に関する条例

(新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第1条 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成12年新潟県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号（以下この条において「追加別表細目号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の号の表示及び追加別表細目号を除く。）を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前																	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）																	
(1) 知事政策局関係		(1) 知事政策局関係																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）<u>及び新潟県手数料条例（平成12年新潟県条例第5号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他の規則で定める場合に係るものを除く。）</u> (1)～(10)（略） <u>(11) 新潟県手数料条例第2条の規定による同条例別表第1号の表1の項に定める手数料の徴収に係る事務（当該手数料を納付しようとする者が市町村の窓口において地方自治法第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をする場合に限る。）</u></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市町村	旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。） <u>及び新潟県手数料条例（平成12年新潟県条例第5号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他の規則で定める場合に係るものを除く。）</u> (1)～(10)（略） <u>(11) 新潟県手数料条例第2条の規定による同条例別表第1号の表1の項に定める手数料の徴収に係る事務（当該手数料を納付しようとする者が市町村の窓口において地方自治法第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をする場合に限る。）</u>	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他の規則で定める場合に係るものを除く。） (1)～(10)（略）</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市町村	旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他の規則で定める場合に係るものを除く。） (1)～(10)（略）	(略)	(略)								
事 務	市町村																		
旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。） <u>及び新潟県手数料条例（平成12年新潟県条例第5号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他の規則で定める場合に係るものを除く。）</u> (1)～(10)（略） <u>(11) 新潟県手数料条例第2条の規定による同条例別表第1号の表1の項に定める手数料の徴収に係る事務（当該手数料を納付しようとする者が市町村の窓口において地方自治法第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をする場合に限る。）</u>	(略)																		
事 務	市町村																		
旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他の規則で定める場合に係るものを除く。） (1)～(10)（略）	(略)																		
(2)・(3)（略）		(2)・(3)（略）																	
(4) 防災局関係		(4) 防災局関係																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 高圧ガス保安法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(55)（略） <u>(55)の2 法第39条の21第1項の規定による変更の届出の受理</u> <u>(55)の3 法第39条の23の規定による提出の要求</u> (56)～(92)（略）</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4の2 高圧ガス保安法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第22条に規定する事業所に係るものに限り、2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(55)（略）</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市町村	(略)		4 高圧ガス保安法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(55)（略） <u>(55)の2 法第39条の21第1項の規定による変更の届出の受理</u> <u>(55)の3 法第39条の23の規定による提出の要求</u> (56)～(92)（略）	(略)	4の2 高圧ガス保安法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第22条に規定する事業所に係るものに限り、2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(55)（略）	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 高圧ガス保安法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(55)（略） (56)～(92)（略）</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4の2 高圧ガス保安法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第22条に規定する事業所に係るものに限り、2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(55)（略）</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市町村	(略)		4 高圧ガス保安法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(55)（略） (56)～(92)（略）	(略)	4の2 高圧ガス保安法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第22条に規定する事業所に係るものに限り、2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(55)（略）	(略)	(略)
事 務	市町村																		
(略)																			
4 高圧ガス保安法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(55)（略） <u>(55)の2 法第39条の21第1項の規定による変更の届出の受理</u> <u>(55)の3 法第39条の23の規定による提出の要求</u> (56)～(92)（略）	(略)																		
4の2 高圧ガス保安法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第22条に規定する事業所に係るものに限り、2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(55)（略）	(略)																		
事 務	市町村																		
(略)																			
4 高圧ガス保安法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(55)（略） (56)～(92)（略）	(略)																		
4の2 高圧ガス保安法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第22条に規定する事業所に係るものに限り、2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(55)（略）	(略)																		

(55)の2 法第39条の21第1項の規定による変更の届出の受理	
(55)の3 法第39条の23の規定による提出の要求	
(56)～(82) (略)	

(略)

(5)・(6) (略)

(6)の2 観光文化スポーツ部関係

事 務	市町村
(略)	
2 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)・(2) (略)	三 条市、柏崎市、新発田市、十日町市、 <u>村上市</u> 、五泉市、魚沼市、南魚沼市及び湯沢町

(7) 農林水産部関係

事 務	市町村
(略)	
3 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(6) (略)	三 条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、 <u>加茂市</u> 、十日町市、村上市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、阿賀野市、佐渡市、魚沼市、南

(56)～(82) (略)	
---------------	--

(略)

(5)・(6) (略)

(6)の2 観光文化スポーツ部関係

事 務	市町村
(略)	
2 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)・(2) (略)	三 条市、柏崎市、新発田市、十日町市、五泉市、魚沼市、南魚沼市及び湯沢町

(7) 農林水産部関係

事 務	市町村
(略)	
3 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(6) (略)	三 条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、十日町市、村上市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、阿賀野市、佐渡市、魚沼市、南魚沼

	魚沼市、胎内市、聖籠町、弥彦村、出雲崎町、湯沢町、津南町及び刈羽村
3の2 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第18条第1項の規定による認可 (2) 法第18条第7項の規定による通知及び公告	刈羽村
(略)	
(8) 農地部関係	
事 務	市町村
(略)	
2 (略)	(略)
2の2 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第12条第6項の規定による農業経営改善計画（法第12条第11項に掲げる行為に係るものを除く。次号において同じ。）の認定の同意 (2) 法第13条第3項において準用する法第12条第6項の規定による農業経営改善計画の変更の認定の同意	阿賀野市及び刈羽村
2の3 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第22条の2第4項第4号の規定による地域脱炭素化促進事業計画（法第22条の2第9項第2号に掲げる行為に係るものを除く。第3号において同じ。）の認定の同意 (2) 法第22条の2第11項第3号（法第22条の3第5項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取（前号及び次号に掲げる事	阿賀野市及び刈羽村

	市、胎内市、聖籠町、弥彦村、出雲崎町、湯沢町、津南町及び刈羽村
(略)	
(8) 農地部関係	
事 務	市町村
(略)	
2 (略)	(略)

務に係るものに限る。) (3) 法第22条の3第5項において準用する法第22条の2第4項第4号の規定による地域脱炭素化促進事業計画の変更の認定の同意			
3 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(3) (略)	三 条 市、村 上市、 燕市、 阿賀野 市、胎 内市、 聖 籠 町、湯 沢町、 津 南 町、刈 羽村、 関川村 及び栗 島浦村	3 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(3) (略)	三 条 市、村 上市、 燕市、 阿賀野 市、胎 内市、 聖 籠 町、湯 沢町、 津 南 町、関 川村及 び栗島 浦村
(略)		(略)	
(9) (略)		(9) (略)	

(新潟県知事の権限に属するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等に基づく事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第2条 新潟県知事の権限に属するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等に基づく事務の処理の特例に関する条例（平成12年新潟県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改 正 後	改 正 前
(新潟市が処理する事務の範囲) 第2条 次に掲げる事務（新潟市の区域に係るものに限る。）は、新潟市が処理することとする。 (1)～(21) (略) <u>(22) 新潟県手数料条例（平成12年新潟県条例第5号）に基づく事務のうち、同条例第2条の規定による同条例別表第3号の表1の項から10の項まで、18の項、19の項、26の項から29の項まで、31の項、32の項及び41の項から44の項までに定める手数料の徴収に係る事務（当該手数料を納付しようとする者が地方自治法第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をする場合に限る。）</u>	(新潟市が処理する事務の範囲) 第2条 次に掲げる事務（新潟市の区域に係るものに限る。）は、新潟市が処理することとする。 (1)～(21) (略)

(新潟県毒物及び劇物取締法施行条例の一部改正)

第3条 新潟県毒物及び劇物取締法施行条例（平成12年新潟県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(事務処理の特例) 第10条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法、この条例並びに法及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げ	(事務処理の特例) 第10条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法、この条例並びに法及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げ

<p>るものは、新潟市が処理することとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 法及びこの条例に基づく事務（前各号に掲げる事務を除く。）に係る書類であって知事に提出するものの受理及び県への送付並びに別表に掲げる手数料であって知事に納めるものの徴収に係る事務（当該手数料を納付しようとする者が地方自治法第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をする場合に限る。）（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して同法第3条第8号に規定する申請等を行う場合を除く。）</p> <p>(6) (略)</p>	<p>るものは、新潟市が処理することとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 法及びこの条例に基づく事務（前各号に掲げる事務を除く。）に係る書類であって知事に提出するものの受理及び県への送付（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して同法第3条第8号に規定する申請等を行う場合を除く。）</p> <p>(6) (略)</p>
---	--

（新潟県覚醒剤取締法施行条例の一部改正）

第4条 新潟県覚醒剤取締法施行条例（平成12年新潟県条例第22号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>（事務処理の特例）</p> <p>第6条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務に係る書類であって知事に提出するものの受理及び県への送付の事務並びに第5条の規定による手数料の徴収に係る事務（当該手数料を納付しようとする者が地方自治法第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をする場合に限る。）（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して同法第3条第8号に規定する申請等を行う場合を除く。）は、新潟市が処理することとする。</p>	<p>（事務処理の特例）</p> <p>第6条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務に係る書類であって知事に提出するものの受理及び県への送付の事務（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して同法第3条第8号に規定する申請等を行う場合を除く。）は、新潟市が処理することとする。</p>

（新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行条例の一部改正）

第5条 新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行条例（平成12年新潟県条例第23号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>（事務処理の特例）</p> <p>第10条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法、この条例並びに法及びこの条例の施行のための規則に基づく事務（法第24条第12項第1号の規定による麻薬の譲渡しの許可に係る事務を除く。）に係る書類であって知事に提出するものの受理及び県への送付の事務並びに第9条の規定による手数料の徴収に係る事務（当該手数料を納付しようとする者が地方自治法第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をする場合に限る。）（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情</p>	<p>（事務処理の特例）</p> <p>第10条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法、この条例並びに法及びこの条例の施行のための規則に基づく事務（法第24条第12項第1号の規定による麻薬の譲渡しの許可に係る事務を除く。）に係る書類であって知事に提出するものの受理及び県への送付の事務（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して同法第3条第8号に規定する申請等を行う場合を除く。）は、新潟市が処理することとする。</p>

報処理組織を使用して同法第3条第8号に規定する申請等を行う場合を除く。)は、新潟市が処理することとする。

(新潟県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例の一部改正)

第6条 新潟県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例（平成12年新潟県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(事務処理の特例)</p> <p>第3条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品に係るものを除く。）は、新潟市が処理することとする。</p> <p>(1)～(34) (略)</p> <p>(35) 法及び法の施行のための規則に基づく事務（前各号に掲げる事務並びに法第43条第1項及び第2項の規定による検定に係る事務を除く。）に係る書類であって知事に提出するものの受理及び県への送付並びに別表に掲げる手数料であって知事に納めるものの徴収に係る事務（<u>当該手数料を納付しようとする者が地方自治法第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をする場合に限る。</u>）（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して同法第3条第8号に規定する申請等を行う場合を除く。）</p> <p>(36) (略)</p>	<p>(事務処理の特例)</p> <p>第3条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品に係るものを除く。）は、新潟市が処理することとする。</p> <p>(1)～(34) (略)</p> <p>(35) 法及び法の施行のための規則に基づく事務（前各号に掲げる事務並びに法第43条第1項及び第2項の規定による検定に係る事務を除く。）に係る書類であって知事に提出するものの受理及び県への送付（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して同法第3条第8号に規定する申請等を行う場合を除く。）</p> <p>(36) (略)</p>

(新潟県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例の一部改正)

第7条 新潟県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例（平成12年新潟県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前								
<p>(事務処理の特例)</p> <p>第11条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、法、この条例並びに法及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>精神障害者保健福祉手帳に係る次に掲げる事務 (1)～(16) (略)</td> <td>長岡市、三条市、柏崎市、新潟市</td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市町村	精神障害者保健福祉手帳に係る次に掲げる事務 (1)～(16) (略)	長岡市、三条市、柏崎市、新潟市	<p>(事務処理の特例)</p> <p>第11条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、法、この条例並びに法及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>精神障害者保健福祉手帳に係る次に掲げる事務 (1)～(16) (略)</td> <td>長岡市、三条市、柏崎市、新潟市</td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市町村	精神障害者保健福祉手帳に係る次に掲げる事務 (1)～(16) (略)	長岡市、三条市、柏崎市、新潟市
事 務	市町村								
精神障害者保健福祉手帳に係る次に掲げる事務 (1)～(16) (略)	長岡市、三条市、柏崎市、新潟市								
事 務	市町村								
精神障害者保健福祉手帳に係る次に掲げる事務 (1)～(16) (略)	長岡市、三条市、柏崎市、新潟市								

	市、小 千 谷 市、加 茂市、 十日町 市、見 附市、 村 上 市、燕 市、糸 魚 川 市、妙 高市、 五 泉 市、上 越市、 阿賀野 市、佐 渡市、 魚 沼 市、南 魚 沼 市、胎 内市、 聖 籠 町、 <u>阿</u> <u>賀</u> 町、 出雲崎 町、湯 沢町、 津 南 町、刈 羽村、 関川村 及び栗 島浦村	市、小 千 谷 市、加 茂市、 十日町 市、見 附市、 村 上 市、燕 市、糸 魚 川 市、妙 高市、 五 泉 市、上 越市、 阿賀野 市、佐 渡市、 魚 沼 市、南 魚 沼 市、胎 内市、 聖 籠 町、出 雲 崎 町、湯 沢町、 津 南 町、刈 羽村、 関川村 及び栗 島浦村
--	--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条中新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第4号の表4の項及び4の2の項の改正は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)及び農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(平成25年法律第81号)の規定により知事に対してなされた申請その他の行為に係る事務の処理については、なお従前の例による。

(新潟県収入証紙条例を廃止する等の条例の一部改正)

- 3 新潟県収入証紙条例を廃止する等の条例(令和4年新潟県条例第47号)の一部を次のように改正する。

第32条の改正規定の表中新潟県覚醒剤取締法施行条例第6条の改正に係る部分を次のように改める。

(事務処理の特例)

第6条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務に係る書類であって知事に提出するものの受理及び県への送付の事務並びに第5条の規定による手数料の徴収に係る事務(当該手数料を納付しようとする者が地方自治法第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をする場合に限る。)(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して同法第3条第8号に規定する申請等を行う場合を除く。)は、新潟市が処理することとする。

(事務処理の特例)

第6条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務に係る書類であって知事に提出するものの受理及び県への送付の事務並びに第5条の規定による手数料の徴収に係る事務(当該手数料を納付しようとする者が地方自治法第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をする場合に限る。)(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して同法第3条第8号に規定する申請等を行う場合を除く。)は、新潟市が処理することとする。

第33条の改正規定の表中新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行条例第10条の改正に係る部分を次のように改める。

(事務処理の特例)

第10条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項の規定に基づき、法、この条例並びに法及びこの条例の施行のための規則に基づく事務(法第24条第12項第1号の規定による麻薬の譲渡しの許可に係る事務を除く。)に係る書類であって知事に提出するものの受理及び県への送付の事務並びに第9条の規定による手数料の徴収に係る事務(当該手数料を納付しようとする者が地方自治法第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をする場合に限る。)(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して同法第3条第8号に規定する申請等を行う場合を除く。)は、新潟市が処理することとする。

(事務処理の特例)

第10条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法、この条例並びに法及びこの条例の施行のための規則に基づく事務(法第24条第12項第1号の規定による麻薬の譲渡しの許可に係る事務を除く。)に係る書類であって知事に提出するものの受理及び県への送付の事務並びに第9条の規定による手数料の徴収に係る事務(当該手数料を納付しようとする者が地方自治法第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をする場合に限る。)(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して同法第3条第8号に規定する申請等を行う場合を除く。)は、新潟市が処理することとする。